# 楽天証券ポイント利用規約

## 第１条（目的）

本規約は、楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）が、総合証券取引約款（以下「取引約款」といいます。）に基づき口座開設をしたお客様（以下「お客様」といいます。）に対して、楽天証券ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。

2　本サービスに関し本規約に規定のない事項については取引約款が適用されます。

## 第２条（証券ポイントの付与）

当社は、お客様が当社のウェブサイトにおいて、当社の指定する方法で金融商品等の取引を行いまたはサービスを利用したとき、その他当社が相当と認めた場合に、「楽天証券ポイント」（以下「証券ポイント」といいます。）を付与します。

2　証券ポイント付与の対象となる取引及びサービス（以下「対象取引」といいます。）、証券ポイントの付与率、その他証券ポイント付与の条件は、当社が決定し、ログイン後のウェブサイトにおいてお客様に告知します。証券ポイント付与の対象となるか否か、証券ポイントの付与率、および有効期限は、取引の種類、または利用サービスの種類によって異なることがあります。これらの情報は、当社のウェブサイトにて入手することができます。

3　証券ポイントは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に、当社が対象取引につき取消などがあったことを確認した場合、対象取引に証券ポイントは付与されません。

4　ある取引について証券ポイントを付与するか否か、付与する証券ポイント数、その他証券ポイントの付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとします。

## 第３条（他社ポイントから証券ポイントへの交換）

お客様は、当社が定める提携会社が発行するポイント（以下「他社ポイント」といいます。）を保有している場合、当該他社ポイントを証券ポイントに交換することができます。当社は、いかなる場合でも、前払式支払手段（資金決済に関する法律に定める「前払式支払手段」をいいます。以下同じ。）と交換に証券ポイントを発行しません。

2　交換に必要なポイント数、その他ポイント交換の方法・条件は当社および提携会社が定め、当社のウェブサイトにおいてお客様に告知するものとし、当社および提携会社はこれらをいつでも新規設定、変更または終了させることができます。また、提携会社との提携解消、その他の事情によりお客様から交換の申し出のあった交換を提供できないことがあります。

3　当社は、前項に定める事由によりお客様に何らかの不利益が発生したとしても、それについて補償せず、一切の責任を負いません。

4　お客様は、他社ポイントを証券ポイントに交換するときに、当社または提携会社が

定める事項を届け出るものとし、当社または提携会社が求める手続きに応じるものとします。

5　お客様は、当社または提携会社に責任がある場合を除き、交換後にキャンセルをすることはできません。

**第４条（証券ポイントの管理）**

当社は、当社所定の方法により、お客様が獲得した証券ポイント数、お客様が使用した証券ポイント数および証券ポイント数の残高を、お客様に告知します。

2　お客様は、前項のポイント数の誤りまたはその可能性を認識した場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。

3　第１項の証券ポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとします。

**第５条（証券ポイントの合算および複数登録の禁止）**

お客様は、保有する証券ポイントを他のお客様に譲渡したり、お客様間で証券ポイントを共有したりすることはできません。

2　お客様が親権者として取引主体となる未成年口座を保持する場合など一人のお客様が複数の口座を保持している場合、お客様はそれぞれの口座において保有する証券ポイントを合算することはできません。

3　前二項の規定は、当社が認めた場合には適用されないものとします。

**第６条（証券ポイントの取消・消滅）**

当社が証券ポイントを付与した後に、対象取引についてキャンセルその他当社が証券ポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は、対象取引により付与された証券ポイントを取り消すことができます。

2　当社がお客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が保有する証券ポイントの一部または全部を取り消すことができます。

（１）違法または不正行為があった場合

（２）本規約、総合証券取引約款、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合

（３）その他当社がお客様に付与された証券ポイントを取り消すことが適当と判断した場合

3　証券ポイントには有効期限があり、毎年４月から翌年３月までに獲得したポイントは、翌々年３月まで（最長２年間）有効です。有効期限内に利用されなかった証券ポイントは自動的に消滅します。

4　当社は、取消または消滅した証券ポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

**第７条（金融商品取引における証券ポイント買い取りによる決済代金の充当）**

お客様は、当社に対し、①お客様が保有する証券ポイントを当社が定める換算率にて買い取った上で、②当該買取代金相当額を当社を介した証券取引の決済の代金（約定代金、買付代金、手数料または消費税を含みます。以下同じ）の全部または一部の支払いに充当することを請求することができます。なお、②の証券取引の約定時点から受渡日までの間にお客様が当社に対して支払うべき未払債務を負担している場合、当社は、一旦、当社が買い取った証券ポイントの買取代金相当額を当該債務に充当することができますが、当該充当が行われた後、受渡日において、お客様は、当該証券取引の決済の不足金額として最大で当該充当額に相当する額の未払債務を負担することになります。この場合、お客様は直ちに当該未払債務を支払わなければならないものとします。

2　お客様が前項による決済を取り消した場合でも、現金がお客様に支払われることはなく、当該決済に充当された証券ポイントが返還されるのみとします。但し次の各号に掲げる場合は、この限りでありません。

（１）お客様が保有する証券ポイントが、証券取引の決済の代金の全部または一部の支払に充当された後にシステム障害等の理由でその決済注文が取り消され、且つ、他の証券取引の決済の代金等にすでに充当されている場合には、現金による返還も証券ポイントによる返還も行なわない場合があります。

（２）その他、証券ポイントによる返還が困難であると当社が認める場合は、やむを得ず現金により返還する場合があります。

3　お客様が決済代金全額の支払いに証券ポイントを充当し、その後決済代金が何らかの事情で減額された場合には、前項に準じてポイントの返還が行われます。お客様が決済代金の一部の支払いについて証券ポイントを充当し、その後決済代金が何らかの事情で減額された場合には、まず他の支払方法による代金返還が行われ、それでも返還を必要とする金額に不足がある場合に、当該不足額について、前項に準じて証券ポイントの返還が行われます。

4　お客様が決済代金の支払いに証券ポイントを充当した後、何らかの事情により決済代金が増額された場合は、お客様は増額分を他の支払方法にて支払うものとします。ただし、お客様が決済代金全額の支払いに証券ポイントを充当していた場合で、保有する全ての証券ポイントを支払いに充当することを選択していた場合は、増額分の支払いにつき当該お客様が保有する証券ポイントを優先的に充当するものとし、証券ポイントの残額が増額分に不足する場合は、その不足分を他の支払方法にて支払うものとします。

5　当社は、第１項の証券ポイント買い取りの対象となるサービス・商品等を制限したり、証券ポイント買い取りに条件を付したりすることがあります。

6　証券ポイント買い取りによる決済代金の充当に利用できる金融商品及び条件は下記に掲げるとおりとします。但し、下記の記載に加えて、対象となるサービス・商品等

を制限したり、他の条件を付す場合があり、この場合、当社のウェブサイトにおいてお客様に告知いたします。

| 金融商品名 | 条件 |
|---|---|
| ・国内公募投資信託<br>(但し、窓空き銘柄(※１)など当社が対象から除外した銘柄は除きます。) | ・国内公募投資信託の継続募集時に「金額指定」で買付けた場合のみ対象となります。(当初募集時の買付けや「口数指定」で買付けた場合は不可)<br>・投資信託積立においては、引落口座を「証券口座」または「スマート買付」、「楽天カードクレジット決済」、「楽天キャッシュ」(※2)で買付した場合のみ対象となります。(楽天銀行や楽天カード支払口座からの引落、その他の口座引落で買付けた場合は不可)<br>・ジュニア NISA 口座で買付けた場合は対象にはなりません。 |
| ・国内株式（※２） | ・国内株式の現物取引での買付代金（取引手数料含む）のみ対象となります。売り注文時の取引手数料は対象になりません。<br>・ジュニア NISA 口座で買付けた場合は対象になりません。 |
| ・店頭通貨バイナリーオプション（らくオプ）（※２、※３） | ・店頭通貨バイナリーオプションの買付代金が対象となります。コール/プット・オプションのいずれも対象です。 |
| ・米国株式（※２） | ・米国株式（円貨決済）での買付代金（取引手数料含む）のみ対象となります。売り注文時の取引手数料は対象になりません。<br>・ジュニア NISA 口座で買付けた場合は対象になりません。 |

（※１）窓空き銘柄とは、特定の日のみ買付及び解約が可能となる投資信託の銘柄を言います。

（※２）国内株式、米国株式、店頭通貨バイナリーオプションおよび投信積立（楽天キャッシュによる決済に限る）の決済代金にポイントを充当するためには、ポイントコースについて、「楽天ポイントコース」を選択している必要があります。また、決済代金には、楽天ポイントから証券ポイントへ交換したポイントのみが対象となります。

（※３）店頭通貨バイナリーオプションの決済代金にポイントを充当する際は、①決済代金の全額をポイントで充当する、または②買付の時点でお客様が保有するポイントの全部を決済代金に充当したうえ、不足分を現金でお支払いいただくことができます。お客様が保有するポイントの一部を決済代金に充当し、不足分を現金でお支払いいただくことはできませんのでご注意ください。

**第８条（金融商品取引以外での証券ポイントの利用）**

お客様は、前条に定める金融商品取引における証券ポイントの買い取りでの利用のほか、当社が定める方法により、保有する証券ポイントを交換することができます。

2　当社は、お客様が保有する証券ポイントにより交換できる交換先を随時設定し、これをログイン後の当社のウェブサイトでの掲示他当社所定の方法により告知します。

3　交換に必要な証券ポイント数、その他証券ポイント交換の条件は当社が定めるものとし、当社はこれらをいつでも新規設定、変更または終了させることができます。品切れ、提携会社との提携解消、その他の事情によりお客様から交換の申し出のあった交換を提供できないことがありますが、その場合は、交換先を変更していただくか、または当該証券ポイント数をお客様に返還します。

4　当社は、前項に定める事由によりお客様に何らかの不利益が発生したとしても、それについて補償せず、一切の責任を負いません。

5　お客様は、証券ポイントを交換するときに、当社が定める事項を届け出るものとします。

6　お客様は、証券ポイントへの交換後に当該交換をキャンセルすることはできません。

**第９条（システム障害等）**

第６条の金融商品取引の決済対象となった金融商品または前条の証券ポイント交換につき、システム障害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わず、証券ポイントの払い戻しも行いません。

**第１０条（証券ポイント充当後の証券ポイントの取り消し）**

お客様が証券ポイントを第７条による決済に利用した後に、第６条第１項または第２項により証券ポイントが取り消された場合は、当該決済の対象となる取引（以下「証券ポイント充当取引」という）が取消または保留されることがあります。お客様は、証券ポイント充当取引が約定済みである場合には、証券ポイント取消による不足額を、ただちに現金または当社の指定する支払方法にて当社に支払うものとします。

2　お客様が証券ポイントを第８条による証券ポイント交換に利用した後に、前項の証券ポイントの取り消しがあった場合は、証券ポイント交換の申込は取り消されます。お客様は、すでに証券ポイントの交換を完了している場合には、証券ポイント交換に相当する金額の支払いを行うものとします。

**第１１条（換金の不可）**

お客様は、金融商品取引における証券ポイント買い取り以外では、いかなる場合でも証券ポイントを換金することはできません。

**第１２条（第三者による使用）**

証券ポイントの使用は、お客様本人が行うものとし、当該お客様以外の第三者が行うことはできません。

2　当社は、当社のウェブサイトへのログイン時に入力されたログインIDおよびログインパスワードが登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合には、お客様による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は使用された証券ポイントを返還せず、お客様に生じた損害について一切責任を負いません。

**第１３条（税金及び費用）**

証券ポイントの取得、証券ポイントの充当、交換にともない、税金や費用が発生する場合には、お客様がこれらを負担するものとします。

**第１４条（総合証券口座のロック・廃止）**

お客様の総合証券口座がロックされたまたは廃止された場合には、保有する証券ポイント、交換権、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また総合証券口座の廃止にともなって当社に対して何らの請求権も取得しないものとします。

**第１５条（免責）**

当社は、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、証券ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

**第１６条（本サービスの変更）**

当社は、お客様に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（証券ポイントの廃止、証券ポイント付与の停止、対象取引の変更、証券ポイント付与率または利用率の変更を含みますが、これらに限られません）を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

2　当社は、前項の変更によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

※令和4年6月15日改定分は令和4年6月18日から適用されます。

以上

C00847-04_202503

平成 29 年 8 月 26 日制定
平成 29 年 11 月 11 日改定
平成 30 年 9 月 29 日改定
平成 30 年 10 月 28 日改定
令和元年 10 月 26 日改定
令和 2 年 8 月 29 日改定
令和 3 年 12 月 25 日改定
令和 4 年 6 月 15 日改定
令和 7 年 3 月 22 日改定